

岬町告示第2号

町道路線の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

また、その関係図面は、同項及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第2条の規定により、令和8年1月6日から14日間、岬町都市整備部土木課において、一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

岬町長 田代堯

| 路線番号 | 路線名 | 旧 起点 終点 | 敷地の幅員 (m) | 敷地の延長 (m) |
|------|-------|--------------------------|--------------|--------------|
| | | 新 起点 終点 | | |
| 3068 | 宮下連絡線 | 多奈川谷川 1751 多奈川谷川 1519 | 1. 25~4. 08 | 259. 9 |
| | | 多奈川谷川 1751 多奈川谷川 1519 | 1. 90~14. 50 | 301. 0 |